

## 議案第13号

取手市手数料条例の一部を改正する条例について

取手市手数料条例（平成11年条例第23号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和5年2月28日提出

取手市長 藤井信吾

### 提案理由

脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律により建築基準法が改正されたことに伴い、手数料の新設を行うほか、都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則、租税特別措置法等の改正に伴う所要の整備を行うため、本条例の一部を改正するものです。

取手市手数料条例の一部を改正する条例

取手市手数料条例（平成11年条例第23号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前（対応する改正後の欄はこの欄の次に記載）		
別表第1(第2条関係)		
手数料を徴収する事務	手数料の名称	手数料の額
(1)から(32)まで（略）	(略)	(略)
(33) 租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第28条の4第3項第5号イ、 <u>第63条第3項第5号イ</u> 若しくは <u>第68条の69第3項第5号イ</u> 、第28条の4第3項第7号イ、 <u>第63条第3項第7号イ</u> 若しくは <u>第68条の69第3項第7号イ</u> 又は第31条の2第2項第14号ハ若しくは第62条の3第4項第14号ハに規定する宅地の造成が優良な宅地の供給に寄与するものであることについての認定の申請に対する審査	(略)	(略)
(34) 租税特別措置法第28条の4第3項第6号、 <u>第63条第3項第6号</u> 若しくは <u>第68条の69第3項第6号</u> 、第28条の4第3項第7号ロ、 <u>第63条第3項第7号ロ</u> 若しくは <u>第68条の69第3項第7号ロ</u> 又は第31条の2第2項第15号ニ若しくは第62条の3第4項第15号ニに規定する住宅の	(略)	(略)

新築が優良な住宅の供給に寄与するものであることについての認定の申請に対する審査		
(35)から(56)まで (略)	(略)	(略)
(57)から(62)まで (略)	(略)	(略)
(63) 建築基準法第55条第3項各号の規定に基づく建築物の高さの許可の申請に対する審査	建築物の高さの許可申請手数料	(略)
(64)及び(65) (略)	(略)	(略)
(66)から(79)まで (略)	(略)	(略)
(80) 建築基準法第86条第1項の規定に基づく一の敷地とみなすこと等による制限の緩和に係る建築物の特例の認定の申請に対する審査	一団地内に <u>建築される</u> 1又は2以上の建築物の特例認定申請手数料	(略)
(81) (略)	(略)	(略)
(82) 建築基準法第86条第3項の規定に基づく一の敷地とみなすこと等による制限の緩和に係る建築物の特例の許可の申請に対する審査	一団地内に <u>建築される</u> 1又は2以上の建築物の特例及び敷地内に広い空地を有する建築物の容積率又は建築物の各部分の高さに関する特例許可申請手数料	(略)
(83) (略)	(略)	(略)
(84) 建築基準法第86条の2第1項の規定に基づく一敷地内認定建築物以外の建築物の <u>建築の認定</u> の申請に対する審査	一敷地内認定建築物以外の建築物の <u>建築認定</u> 申請手数料	(略)

<p>(85) 建築基準法第 86 条の 2 第 2 項又は第 3 項の規定に基づく<u>一敷地内認定建築物又は一敷地内許可建築物以外の建築物の建築に関する特例の許可の申請に対する審査</u></p>	<p><u>一敷地内認定建築物又は一敷地内許可建築物以外の建築物の建築に関する特例許可申請手数料</u></p>	<p>(略)</p>
<p>(86)から(96)まで (略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>(97) 都市の低炭素化の促進に関する法律(平成 24 年法律第 84 号。以下この号及び次号において「法」という。)第 53 条第 1 項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査</p>	<p>低炭素建築物新築等計画認定申請手数料</p>	<p>ア 法第 54 条第 1 項第 1 号に掲げる基準(以下この号及び次号において「誘導基準」という。)に適合していることを証する書面(当該適合していることを証する対象が住宅以外の部分のみである場合にあっては登録住宅性能評価機関(住宅の品質確保の促進等に関する法律第 5 条第 1 項に規定する登録住宅性能評価機関をいう。以下同じ。)であって建築基準法第 77 条の 21 第 1 項に規定する指定確認検査機関の業務を実施しているもの又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関(建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成 27 年法律第 53 号)第 15 条第 1 項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関をいう。以下同じ。)が交付したものに限り、当該適合していることを証する対象が住宅の部分のみである場合にあっては登録建築物エネルギー消費性能判定機関(建築基準法第 77 条の 21 第 1 項に規定する指定確認検査機関の業務を実施しているものに限る。以下この号において同じ。)又は登録住宅性能評価機関が交付したものに限り、当該適合していることを証する対象が住宅及び住宅以外の部分である場</p>

合にあっては登録住宅性能評価機関(同項に規定する指定確認検査機関の業務を実施しているものに限る。)又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関が交付したものに限り。以下この号及び次号において「適合証」という。)がある場合(建築基準関係規定適合審査を受けるよう申し出る場合を除く。)にあっては、次の(ア)から(エ)までに掲げる区分に応じ、当該(ア)から(エ)までに定める額

(ア) 認定の対象が住宅の単位住戸(住宅の部分の1の住戸をいう。以下同じ。)である場合 a 又はbに規定する額

a 申請に係る単位住戸が1の場合 4,000円

b 申請に係る単位住戸が2以上の場合 当該単位住戸の床面積の合計が300平方メートル未満のときは8,000円, 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のときは17,000円, 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のときは37,000円, 5,000平方メートル以上のときは67,000円

(イ) 認定の対象が住宅である場合(認定の対象が2以上の単位住戸を有する住宅の場合に限る。) 申請に係る住宅の床面積(共用部分に係る数値を用いない方法による場合)にあっては、共用部分の床面積を除く。)の合計が300平方メートル未満のときは8,000円, 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のときは17,000円, 2,000平方

メートル以上5,000平方メートル未満のときは37,000円, 5,000平方メートル以上のときは67,000円

(ウ) (略)

(エ) 認定の対象が住宅及び住宅以外の部分を有する建築物である場合 申請に係る建築物の住宅の部分の床面積(共用部分に係る数値を用いない方法による場合にあつては、共用部分の床面積を除く。)の合計に応じて(イ)の規定により算出した額に、住宅以外の部分の床面積の合計に応じて(ウ)の規定により算出した額を加算した額

イ 適合証がない場合(建築基準関係規定適合審査を受けるよう申し出る場合を除く。)にあつては、次の(ア)から(エ)までに掲げる区分に応じ、当該(ア)から(エ)までに定める額

(ア) 認定の対象が住宅の単位住戸である場合 a又はbに規定する額

a 申請に係る単位住戸が1の場合 当該単位住戸の床面積が200平方メートル未満のときは28,000円, 200平方メートル以上のときは32,000円

b 申請に係る単位住戸が2以上の場合 当該単位住戸の床面積の合計が300平方メートル未満のときは57,000円, 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のときは96,000円, 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のときは163,000円, 5,000平方メートル以上のときは

234,000 円

(イ) 認定の対象が住宅である場合(認定の対象が2以上の単位住戸を有する住宅の場合に限る。) 申請に係る住宅の床面積(共用部分に係る数値を用いない方法による場合にあつては、共用部分の床面積を除く。)の合計が300平方メートル未満のときは57,000円、300平方メートル以上2,000平方メートル未満のときは96,000円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のときは163,000円、5,000平方メートル以上のときは234,000円

(ウ) 認定の対象が住宅以外の建築物である場合 a 又は b に規定する額

a 申請に係る建築物について、誘導基準に適合しているかどうかの基準が、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28年経済産業省・国土交通省令第1号)第1条第1項第1号ただし書に定める方法又は同号イに定める基準(次号において「標準入力法・主要室入力法」という。)による場合 当該建築物の床面積の合計が300平方メートル未満のときは189,000円、300平方メートル以上1,000平方メートル未満のときは237,000円、1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のときは306,000円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のときは437,000円、5,000平方メートル

ル以上 10,000 平方メートル未満のときは 538,000 円, 10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のときは 636,000 円, 25,000 平方メートル以上のときは 726,000 円

- b 申請に係る建築物について、誘導基準に適合しているかどうかの基準が、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号ロに定める基準(次号において「モデル建物法」という。)による場合 当該建築物の床面積の合計が 300 平方メートル未満のときは 72,000 円, 300 平方メートル以上 1,000 平方メートル未満のときは 92,000 円, 1,000 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のときは 121,000 円, 2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のときは 196,000 円, 5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のときは 257,000 円, 10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のときは 308,000 円, 25,000 平方メートル以上のときは 362,000 円

(エ) 認定の対象が住宅及び住宅以外の部分を有する建築物である場合 申請に係る建築物の住宅の部分の床面積(共用部分に係る数値を用いない方法による場合にあつては、共用部分の床面積を除く。)の合計に応じて (イ)の規定により算出した額に、住宅以外の部分の床面積の



		<p>合計に応じて(ウ)の規定により 算出した額を加算した額</p> <p>ウ (略)</p>
(98) 法第 55 条第 1 項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査	低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料	<p>ア 適合証がある場合(建築基準関係規定適合審査を受けるよう申し出る場合を除く。)にあっては、次の(ア)から(エ)までに掲げる区分に応じ、当該(ア)から(エ)までに定める額</p> <p><u>(ア) 認定の対象が住宅の単位住戸である場合</u> a 又は b に規定する額</p> <p>a <u>申請に係る単位住戸が 1 の場合</u> 2,000 円</p> <p>b <u>申請に係る単位住戸が 2 以上の場合</u> <u>当該単位住戸の床面積の合計が 300 平方メートル未満のときは 4,000 円, 300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のときは 8,000 円, 2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のときは 19,000 円, 5,000 平方メートル以上のときは 33,000 円</u></p> <p>(イ) 認定の対象が住宅である場合(認定の対象が 2 以上の単位住戸を有する住宅の場合に限る。) <u>申請に係る住宅の床面積(共用部分に係る数値を用いない方法による場合)にあっては、共用部分の床面積を除く。</u>の合計が 300 平方メートル未満のときは 4,000 円, 300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のときは 8,000 円, 2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のときは 19,000 円, 5,000 平方メートル以上のときは 33,000 円</p>

(ウ) (略)

(エ) 認定の対象が住宅及び住宅以外の部分を有する建築物である場合 申請に係る建築物の住宅の部分の床面積(共用部分に係る数値を用いない方法による場合)にあっては、共用部分の床面積を除く。)の合計に応じて(イ)の規定により算出した額に、住宅以外の部分の床面積の合計に応じて(ウ)の規定により算出した額を加算した額

イ 適合証がない場合(建築基準関係規定適合審査を受けるよう申し出る場合を除く。)にあっては、次の(ア)から(エ)までに掲げる区分に応じ、当該(ア)から(エ)までに定める額

(ア) 認定の対象が住宅の単位住戸である場合 a 又は b に規定する額

a 申請に係る単位住戸が1の場合 当該住宅の床面積が200平方メートル未満のときは14,000円、200平方メートル以上のときは16,000円

b 申請に係る単位住戸が2以上の場合 当該単位住戸の床面積の合計が300平方メートル未満のときは29,000円、300平方メートル以上2,000平方メートル未満のときは48,000円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のときは82,000円、5,000平方メートル以上のときは117,000円

(イ) 認定の対象が住宅である場合(認定の対象が2以上の単位住戸を有する住宅の場合に限

る。) 申請に係る住宅の床面積(共用部分に係る数値を用いない方法による場合にあつては、共用部分の床面積を除く。)の合計が 300 平方メートル未満のときは 29,000 円, 300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のときは 48,000 円, 2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のときは 82,000 円, 5,000 平方メートル以上のときは 117,000 円

(ウ) 認定の対象が住宅以外の建築物である場合 a 又は b に規定する額

a 申請に係る建築物について、誘導基準に適合しているかどうかの基準が、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第 1 条第 1 項第 1 号ただし書に定める方法又は標準入力法・主要室入力法による場合 当該建築物の床面積の合計が 300 平方メートル未満のときは 95,000 円, 300 平方メートル以上 1,000 平方メートル未満のときは 119,000 円, 1,000 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のときは 153,000 円, 2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のときは 218,000 円, 5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のときは 269,000 円, 10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のときは 318,000 円, 25,000 平方メートル以上のときは 363,000 円

b (略)

		<p>(エ) <u>認定の対象が住宅及び住宅以外の部分を有する建築物である場合</u> <u>申請に係る建築物の住宅の部分の床面積(共用部分に係る数値を用いない方法による場合にあつては、共用部分の床面積を除く。)</u>の合計に応じて<u>(イ)の規定により算出した額</u>に、<u>住宅以外の部分の床面積の合計に応じて(ウ)の規定により算出した額を加算した額</u></p> <p>ウ (略)</p>
(99)及び(100) (略)	(略)	(略)
(101) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(以下この号及び次号において「法」という。)第34条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査	建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料	<p>ア 法第34条第3項各号に掲げる事項の記載がない建築物エネルギー消費性能向上計画であつて、法第35条第1項第1号に規定する建築物エネルギー消費性能誘導基準(以下この号及び次号において「誘導基準」という。)に適合していることを証する書面(当該適合していることを証する対象が住宅以外の部分のみである場合にあつては登録住宅性能評価機関(建築基準法第77条の21第1項に規定する指定確認検査機関の業務を実施しているものに限る。)又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関が交付したものに限り、当該適合していることを証する対象が住宅の部分のみである場合にあつては登録建築物エネルギー消費性能判定機関(同項に規定する指定確認検査機関の業務を実施しているものに限る。以下この号において同じ。)又は登録住宅性能評価機関が交付したものに限り、当該適合していることを証する対象が住宅及び住宅以外の部分である場合に</p>

あつては登録住宅性能評価機関（同項に規定する指定確認検査機関の業務を実施しているものに限る。）又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関が交付したものに限り。以下この号及び次号において「適合証」という。）がある場合（建築基準関係規定適合審査を受けるよう申し出る場合を除く。）にあつては、次の(ア)から(エ)までに掲げる区分に応じ、当該(ア)から(エ)までに定める額

(ア) 認定の対象が住宅の単位住戸である場合 a 又は b に規定する額

a 申請に係る単位住戸が1の場合 4,000円

b 申請に係る単位住戸が2以上の場合 当該単位住戸の床面積の合計が300平方メートル未満のときは8,000円, 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のときは17,000円, 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のときは37,000円, 5,000平方メートル以上のときは67,000円

(イ) 認定の対象が住宅である場合(認定の対象が2以上の単位住戸を有する住宅の場合に限る。) 申請に係る住宅の床面積(建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第4条第3項第2号の規定を適用する場合にあつては、共用部分の床面積を除く。)の合計が300平方メートル未満のときは8,000円, 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のときは17,000円,

2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のときは 37,000 円, 5,000 平方メートル以上のときは 67,000 円

(ウ) (略)

(エ) 認定の対象が住宅及び住宅以外の部分を有する建築物である場合 申請に係る建築物の住宅の部分の床面積(建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第4条第3項第2号の規定を適用する場合にあっては、共用部分の床面積を除く。)の合計に応じて(イ)の規定により算出した額に、住宅以外の部分の床面積の合計に応じて(ウ)の規定により算出した額を加算した額

イ 法第34条第3項各号に掲げる事項の記載がない建築物エネルギー消費性能向上計画であって、適合証がない場合(建築基準関係規定適合審査を受けるよう申し出る場合を除く。)にあっては、次の(ア)から(エ)までに掲げる区分に応じ、当該(ア)から(エ)までに定める額

(ア) 認定の対象が住宅の単位住戸である場合 a 又は b に規定する額

a 申請に係る単位住戸が1の場合 当該単位住戸の床面積が200平方メートル未満のときは28,000円, 200平方メートル以上のときは32,000円

b 申請に係る単位住戸が2以上の場合 当該単位住戸の床面積の合計が300平方メートル未満のときは57,000円, 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のときは

		<p>96,000円, 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のときは163,000円, 5,000平方メートル以上のときは234,000円</p> <p>(イ) 認定の対象が住宅である場合(認定の対象が2以上の単位住戸を有する住宅の場合に限る。)申請に係る住宅の床面積(建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第4条第3項第2号の規定を適用する場合にあっては, 共用部分の床面積を除く。)の合計が300平方メートル未満のときは57,000円, 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のときは96,000円, 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のときは163,000円, 5,000平方メートル以上のときは234,000円</p> <p>(ウ) (略)</p> <p>(エ) 認定の対象が住宅及び住宅以外の部分を有する建築物である場合 申請に係る建築物の住宅の部分の床面積(建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第4条第3項第2号の規定を適用する場合にあっては, 共用部分の床面積を除く。)の合計に応じて(イ)の規定により算出した額に, 住宅以外の部分の床面積の合計に応じて(ウ)の規定により算出した額を加算した額</p> <p>ウ及びエ (略)</p>
(102) 法第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査	建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料	ア 法第34条第3項各号に掲げる事項の記載がない建築物エネルギー消費性能向上計画に係る変更であって, 適合証がある場合(建築基準関係規定適合審査を受けるよう

申し出る場合及び同項各号に掲げる事項の記載の追加を伴う場合を除く。)にあっては、次の(ア)から(エ)までに掲げる区分に応じ、当該(ア)から(エ)までに定める額

(ア) 認定の対象が住宅の単位住戸である場合 a 又は b に規定する額

a 申請に係る単位住戸が1の場合 2,000円

b 申請に係る単位住戸が2以上の場合 当該単位住戸の床面積の合計が300平方メートル未満のときは4,000円, 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のときは8,000円, 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のときは19,000円, 5,000平方メートル以上のときは33,000円

(イ) 認定の対象が住宅である場合(認定の対象が2以上の単位住戸を有する住宅の場合に限る。) 申請に係る住宅の床面積(建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第4条第3項第2号の規定を適用する場合にあっては、共用部分の床面積を除く。)の合計が300平方メートル未満のときは4,000円, 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のときは8,000円, 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のときは19,000円, 5,000平方メートル以上のときは33,000円

(ウ) (略)

(エ) 認定の対象が住宅及び住宅以外の部分を有する建築物であ



る場合 申請に係る建築物の住宅の部分の床面積(建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第4条第3項第2号の規定を適用する場合にあっては、共用部分の床面積を除く。)の合計に応じて(イ)の規定により算出した額に、住宅以外の部分の床面積の合計に応じて(ウ)の規定により算出した額を加算した額

イ 法第34条第3項各号に掲げる事項の記載がない建築物エネルギー消費性能向上計画に係る変更であつて、適合証がない場合(建築基準関係規定適合審査を受けるよう申し出る場合及び同項各号に掲げる事項の記載の追加を伴う場合を除く。)にあっては、次の(ア)から(エ)までに掲げる区分に応じ、当該(ア)から(エ)までに定める額

(ア) 認定の対象が住宅の単位住戸である場合 a 又は b に規定する額

a 申請に係る単位住戸が1の場合 当該住宅の床面積が200平方メートル未満のときは14,000円、200平方メートル以上のときは16,000円

b 申請に係る単位住戸が2以上の場合 当該単位住戸の床面積の合計が300平方メートル未満のときは29,000円、300平方メートル以上2,000平方メートル未満のときは48,000円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のときは82,000円、5,000平方メートル以上のときは117,000円

(イ) 認定の対象が住宅である場

		<p>合(認定の対象が2以上の単位住戸を有する住宅の場合に限る。)申請に係る住宅の床面積(建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第4条第3項第2号の規定を適用する場合にあっては、共用部分の床面積を除く。)の合計が300平方メートル未満のときは29,000円, 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のときは48,000円, 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のときは82,000円, 5,000平方メートル以上のときは117,000円</p> <p>(ウ) (略)</p> <p>(エ) 認定の対象が住宅及び住宅以外の部分を有する建築物である場合 申請に係る建築物の住宅の部分の床面積(建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第4条第3項第2号の規定を適用する場合にあっては、共用部分の床面積を除く。)の合計に応じて(イ)の規定により算出した額に、住宅以外の部分の床面積の合計に応じて(ウ)の規定により算出した額を加算した額</p> <p>ウからオまで (略)</p>
<p>(103) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第41条第1項の規定に基づく建築物のエネルギー消費性能に係る認定の申請に対する審査</p>	<p>建築物エネルギー消費性能認定申請手数料</p>	<p>ア 建築物エネルギー消費性能基準に適合していることを証する書面(当該適合していることを証する対象が住宅以外の部分のみである場合にあっては登録住宅性能評価機関(建築基準法第77条の21第1項に規定する指定確認検査機関の業務を実施しているものに限る。)又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関が交付したものに限り、当該適合していることを証す</p>

る対象が住宅の部分のみである場合にあっては登録建築物エネルギー消費性能判定機関(同項に規定する指定確認検査機関の業務を実施しているものに限る。以下この号において同じ。)又は登録住宅性能評価機関が交付したものに限り、当該適合していることを証する対象が住宅及び住宅以外の部分である場合にあっては登録住宅性能評価機関(同項に規定する指定確認検査機関の業務を実施しているものに限る。)又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関が交付したものに限り、以下この号において「適合証」という。)がある場合にあっては、次の(ア)から(エ)までに掲げる区分に応じ、当該(ア)から(エ)までに定める額  
(ア)から(ウ)まで (略)

(エ) 認定の対象が住宅及び住宅以外の部分を有する建築物である場合 申請に係る建築物の住宅の部分の床面積(建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第4条第3項第2号の規定を適用する場合にあっては、共用部分の床面積を除く。)の合計に応じて(イ)の規定により算出した額に、住宅以外の部分の床面積の合計に応じて(ウ)の規定により算出した額を加算した額

イ 適合証がない場合にあっては、次の(ア)から(エ)までに掲げる区分に応じ、当該(ア)から(エ)までに定める額

(ア) 認定の対象が1の単位住戸を有する住宅である場合 a 又はbに規定する額  
a (略)

b 申請に係る住宅について、建築物エネルギー消費性能基準に適合しているかどうかの基準が、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(2)(i)及びロ(2)に定める基準又は同号イ(3)及びロ(3)に定める基準(以下この号において「仕様基準」という。)による場合 当該住宅の床面積が200平方メートル未満のときは15,000円、200平方メートル以上のときは16,000円

(イ) 認定の対象が2以上の単位住戸を有する住宅である場合

a 又はbに規定する額

a (略)

b 申請に係る住宅について、建築物エネルギー消費性能基準に適合しているかどうかの基準が、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(2)(ii)及びロ(2)に定める基準又は仕様基準による場合 当該住宅の床面積(建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第4条第3項第2号の規定を適用する場合にあっては、共用部分の床面積を除く。)の合計が300平方メートル未満のときは27,000円、300平方メートル以上2,000平方メートル未満のときは47,000円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のときは86,000円、5,000平方メートル以上のときは130,000円

		(ウ) (略) (エ) <u>認定の対象が住宅及び住宅以外の部分を有する建築物である場合 申請に係る建築物の住宅の部分の床面積(建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第4条第3項第2号の規定を適用する場合にあっては、共用部分の床面積を除く。)</u> の合計に応じて(イ)の規定により算出した額に、 <u>住宅以外の部分の床面積の合計に応じて(ウ)の規定により算出した額を加算した額</u>
(104)から(130)まで (略)	(略)	(略)

改正後 (対応する改正前の欄はこの欄の前に記載)		
別表第1(第2条関係)		
手数料を徴収する事務	手数料の名称	手数料の額
(1)から(32)まで (略)	(略)	(略)
(33) <u>租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第28条の4第3項第5号イ若しくは第63条第3項第5号イ, 第28条の4第3項第7号イ若しくは第63条第3項第7号イ又は第31条の2第2項第14号ハ若しくは第62条の3第4項第14号ハに規定する宅地の造成が優良な宅地の供給に寄与するものであることについての認定の申請に対する審査</u>	(略)	(略)
(34) <u>租税特別措置法第28条の4第3項第6号若しくは</u>	(略)	(略)

は第 63 条第 3 項第 6 号, 第 28 条の 4 第 3 項第 7 号 ロ若しくは第 63 条第 3 項 第 7 号ロ又は第 31 条の 2 第 2 項第 15 号ニ若しくは 第 62 条の 3 第 4 項第 15 号 ニに規定する住宅の新築 が優良な住宅の供給に寄 与するものであることに ついての認定の申請に対 する審査		
(35)から(56)まで (略)	(略)	(略)
(57) <u>建築基準法第 52 条第 6 項第 3 号の規定に基づく 建築物の容積率に関する 特例の認定の申請に対す る審査</u>	<u>建築物の容積率 の特例認定申請 手数料</u>	<u>27,000 円</u>
(58)から(63)まで (略)	(略)	(略)
(64) <u>建築基準法第 55 条第 3 項の規定に基づく建築物 の高さの特例の許可の申 請に対する審査</u>	<u>建築物の高さの 特例許可申請手 数料</u>	(略)
(65) <u>建築基準法第 55 条第 4 項各号の規定に基づく建 築物の高さの適用除外に 係る許可の申請に対する 審査</u>	<u>建築物の高さの 適用除外に係る 許可申請手数料</u>	<u>160,000 円</u>
(66)及び(67) (略)	(略)	(略)
(68) <u>建築基準法第 58 条第 2 項の規定に基づく建築物 の高さに関する制限の特 例の許可の申請に対する 審査</u>	<u>高度地区内にお ける建築物の高 さに関する制限 の特例許可申請 手数料</u>	<u>160,000 円</u>
(69)から(82)まで (略)	(略)	(略)
(83) <u>建築基準法第 86 条第 1 項の規定に基づく一の敷 地とみなすこと等による</u>	<u>一団地内に建築 等する 1 又は 2 以上の建築物の</u>	(略)

制限の緩和に係る建築物の特例の認定の申請に対する審査	特例認定申請手数料	
(84) (略)	(略)	(略)
(85) 建築基準法第 86 条第 3 項の規定に基づく一の敷地とみなすこと等による制限の緩和に係る建築物の特例の許可の申請に対する審査	一団地内に <u>建築等する</u> 1 又は 2 以上の建築物の特例及び敷地内に広い空地を有する建築物の容積率又は建築物の各部分の高さに関する特例許可申請手数料	(略)
(86) (略)	(略)	(略)
(87) 建築基準法第 86 条の 2 第 1 項の規定に基づく一敷地内認定建築物以外の建築物の <u>新築又は一敷地内認定建築物についての増築等の認定</u> の申請に対する審査	一敷地内認定建築物以外の建築物の <u>新築又は一敷地内認定建築物についての増築等認定申請手数料</u>	(略)
(88) 建築基準法第 86 条の 2 第 2 項又は第 3 項の規定に基づく一敷地内認定建築物若しくは一敷地内許可建築物以外の建築物の <u>新築又は一敷地内認定建築物若しくは一敷地内許可建築物の増築等に関する特例の許可</u> の申請に対する審査	一敷地内認定建築物若しくは一敷地内許可建築物以外の建築物の <u>新築又は一敷地内認定建築物若しくは一敷地内許可建築物の増築等に関する特例許可申請手数料</u>	(略)
(89)から(99)まで (略)	(略)	(略)
(100) 都市の低炭素化の促進に関する法律(平成 24 年法律第 84 号。以下この号及び次号において「法」と	低炭素建築物新築等計画認定申請手数料	ア 法第 54 条第 1 項第 1 号に掲げる基準(以下この号及び次号において「誘導基準」という。)に適合していることを証する書面(当該

いう。)第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査

適合していることを証する対象が住宅以外の部分のみである場合にあっては登録住宅性能評価機関(住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関をいう。以下同じ。)であって建築基準法第77条の21第1項に規定する指定確認検査機関の業務を実施しているもの又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関(建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号)第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関をいう。以下同じ。)が交付したものに限り、当該適合していることを証する対象が住宅の部分のみである場合にあっては登録建築物エネルギー消費性能判定機関(建築基準法第77条の21第1項に規定する指定確認検査機関の業務を実施しているものに限る。以下この号において同じ。)又は登録住宅性能評価機関が交付したものに限り、当該適合していることを証する対象が住宅及び住宅以外の部分である場合にあっては登録住宅性能評価機関(同項に規定する指定確認検査機関の業務を実施しているものに限る。)又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関が交付したものに限り、以下この号及び次号において「適合証」という。)がある場合(建築基準関係規定適合審査を受けるよう申し出る場合を除く。)にあっては、次の(ア)から(エ)までに掲げる区分に応じ、当該(ア)から(エ)までに定める額

(ア) 認定の対象が1の単位住戸



(住宅の部分の一の住戸をいう。以下同じ。)を有する住宅である  
場合 4,000 円

(イ) 認定の対象が2以上の単位住戸を有する住宅である場合

申請に係る住宅の床面積の合計が300平方メートル未満のときは8,000円, 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のときは17,000円, 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のときは37,000円, 5,000平方メートル以上のときは67,000円

(ウ) (略)

(エ) 認定の対象が住宅及び住宅以外の部分を有する建築物である場合 申請に係る建築物の住宅の部分について, 次のa又はbに掲げる区分に応じ, 当該a又はbに定める額に, 住宅以外の部分の床面積の合計に応じて(ウ)の規定により算出した額を加算した額

a 建築物の住宅の部分が1の単位住戸を有する場合 (ア)に規定する額

b 建築物の住宅の部分が2以上の単位住戸を有する場合 申請に係る建築物の住宅の部分の床面積の合計に応じて(イ)の規定により算出した額

イ 適合証がない場合(建築基準関係規定適合審査を受けるよう申し出る場合を除く。)にあつては, 次の(ア)から(エ)までに掲げる区分に応じ, 当該(ア)から(エ)までに定める額

(ア) 認定の対象が1の単位住戸を有する住宅である場合 a 又

はbに規定する額

a 申請に係る住宅について、誘導基準に適合しているかどうかの基準が、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28年経済産業省・国土交通省令第1号)第10条第2号イ(1)及びロ(1)に定める基準(以下この号及び次号において「性能基準」という。)による場合 当該単位住戸の床面積が200平方メートル未満のときは28,000円、200平方メートル以上のときは32,000円

b 申請に係る住宅について、誘導基準に適合しているかどうかの基準が、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準(以下この号及び次号において「誘導仕様基準」という。)による場合 当該単位住戸の床面積が200平方メートル未満のときは15,000円、200平方メートル以上のときは16,000円

(イ) 認定の対象が2以上の単位住戸を有する住宅である場合

a 又はbに規定する額

a 申請に係る住宅について、誘導基準に適合しているかどうかの基準が、性能基準による場合 申請に係る住宅の床面積の合計が300平方メートル未満のときは57,000円、300平方メートル以上2,000平方メートル未満のときは96,000円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のと

きは 163,000 円, 5,000 平方メートル以上のときは 234,000 円

b 申請に係る住宅について, 誘導基準に適合しているかどうかの基準が, 誘導仕様基準による場合 申請に係る住宅の床面積の合計が 300 平方メートル未満のときは 27,000 円, 300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のときは 47,000 円, 2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のときは 86,000 円, 5,000 平方メートル以上のときは 130,000 円

(ウ) 認定の対象が住宅以外の建築物である場合 a 又は b に規定する額

a 申請に係る建築物について, 誘導基準に適合しているかどうかの基準が, 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第 10 条第 1 号ただし書に定める方法又は同号イ(1)及びロ(1)に定める基準(次号において「標準入力法・主要室入力法」という。)による場合  
当該建築物の床面積の合計が 300 平方メートル未満のときは 189,000 円, 300 平方メートル以上 1,000 平方メートル未満のときは 237,000 円, 1,000 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のときは 306,000 円, 2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のときは 437,000 円, 5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のと

きは538,000円, 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のときは636,000円, 25,000平方メートル以上のときは726,000円

- b 申請に係る建築物について、誘導基準に適合しているかどうかの基準が、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に定める基準(次号において「モデル建物法」という。)による場合 当該建築物の床面積の合計が300平方メートル未満のときは72,000円, 300平方メートル以上1,000平方メートル未満のときは92,000円, 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のときは121,000円, 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のときは196,000円, 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のときは257,000円, 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のときは308,000円, 25,000平方メートル以上のときは362,000円

(エ) 認定の対象が住宅及び住宅以外の部分を有する建築物である場合 申請に係る建築物の住宅の部分について、次のa又はbに掲げる区分に応じ、当該a又はbに定める額に、住宅以外の部分の床面積の合計に応じて(ウ)の規定により算出した額を加算した額

- a 建築物の住宅の部分が1の

		<p><u>単位住戸を有する場合 (ア) に規定する額</u></p> <p>b <u>建築物の住宅の部分が2以上の単位住戸を有する場合</u> <u>申請に係る建築物の住宅の部分の床面積の合計に応じて (イ)の規定により算出した額</u></p> <p>ウ (略)</p>
(101) 法第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査	低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料	<p>ア 適合証がある場合(建築基準関係規定適合審査を受けるよう申し出る場合を除く。)にあつては、次の(ア)から(エ)までに掲げる区分に応じ、当該(ア)から(エ)までに定める額</p> <p><u>(ア) 認定の対象が1の単位住戸を有する住宅である場合</u> 2,000円</p> <p>(イ) 認定の対象が<u>2以上の単位住戸を有する住宅である場合</u> 申請に係る住宅の床面積の合計が300平方メートル未満のときは4,000円、300平方メートル以上2,000平方メートル未満のときは8,000円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のときは19,000円、5,000平方メートル以上のときは33,000円</p> <p>(ウ) (略)</p> <p><u>(エ) 認定の対象が住宅及び住宅以外の部分を有する建築物である場合</u> 申請に係る建築物の住宅の部分について、次のa又はbに掲げる区分に応じ、当該a又はbに定める額に、住宅以外の部分の床面積の合計に応じて(ウ)の規定により算出した額を加算した額</p> <p>a <u>建築物の住宅の部分が1の単位住戸を有する場合 (ア)</u></p>

に規定する額

- b 建築物の住宅の部分が2以上の単位住戸を有する場合  
申請に係る建築物の住宅の部分の床面積の合計に応じて  
(イ)の規定により算出した額

イ 適合証がない場合(建築基準関係規定適合審査を受けるよう申し出る場合を除く。)にあつては、次の(ア)から(エ)までに掲げる区分に応じ、当該(ア)から(エ)までに定める額

- (ア) 認定の対象が1の単位住戸を有する住宅である場合 a 又は b に規定する額

a 申請に係る住宅について、誘導基準に適合しているかどうかの基準が、性能基準による場合 当該住宅の床面積が200平方メートル未満のときは14,000円、200平方メートル以上のときは16,000円

b 申請に係る住宅について、誘導基準に適合しているかどうかの基準が、誘導仕様基準による場合 当該住宅の床面積が200平方メートル未満のときは7,000円、200平方メートル以上のときは8,000円

- (イ) 認定の対象が2以上の単位住戸を有する住宅である場合  
a 又は b に規定する額

a 申請に係る住宅について、誘導基準に適合しているかどうかの基準が、性能基準による場合 申請に係る住宅の床面積の合計が300平方メートル未満のときは29,000円、300平方メートル以上2,000平方メートル未満のときは48,000

円, 2,000 平方メートル以上  
5,000 平方メートル未満の  
ときは 82,000 円, 5,000 平方メ  
ートル以上のときは 117,000  
円

b 申請に係る住宅について, 誘  
導基準に適合しているかどう  
かの基準が, 誘導仕様基準に  
よる場合 申請に係る住宅の  
床面積の合計が 300 平方メー  
トル未満のときは 14,000 円,  
300 平方メートル以上 2,000  
平方メートル未満のときは  
24,000 円, 2,000 平方メー  
トル以上 5,000 平方メートル未  
満のときは 43,000 円, 5,000  
平方メートル以上のときは  
65,000 円

(ウ) 認定の対象が住宅以外の建  
築物である場合 a 又は b に規  
定する額

a 申請に係る建築物について,  
誘導基準に適合しているかど  
うかの基準が, 建築物エネル  
ギー消費性能基準等を定める  
省令第 10 条第 1 号ただし書  
に定める方法又は標準入力  
法・主要室入力法による場合  
当該建築物の床面積の合計  
が 300 平方メートル未満の  
ときは 95,000 円, 300 平方メー  
トル以上 1,000 平方メートル  
未満のときは 119,000 円,  
1,000 平方メートル以上  
2,000 平方メートル未満の  
ときは 153,000 円, 2,000 平方メ  
ートル以上 5,000 平方メー  
トル未満のときは 218,000 円,  
5,000 平方メートル以上  
10,000 平方メートル未満のと

		<p>きは 269,000 円, 10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のときは 318,000 円, 25,000 平方メートル以上のときは 363,000 円</p> <p>b (略)</p> <p>(エ) <u>認定の対象が住宅及び住宅以外の部分を有する建築物である場合</u> <u>申請に係る建築物の住宅の部分について, 次の a 又は b に掲げる区分に応じ, 当該 a 又は b に定める額に, 住宅以外の部分の床面積の合計に応じて (ウ) の規定により算出した額を加算した額</u></p> <p>a <u>建築物の住宅の部分が 1 の単位住戸を有する場合</u> (ア) <u>に規定する額</u></p> <p>b <u>建築物の住宅の部分が 2 以上の単位住戸を有する場合</u> <u>申請に係る建築物の住宅の部分の床面積の合計に応じて (イ) の規定により算出した額</u></p> <p>ウ (略)</p>
(102) 及び (103) (略)	(略)	(略)
(104) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(以下この号及び次号において「法」という。)第 34 条第 1 項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査	建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料	ア 法第 34 条第 3 項各号に掲げる事項の記載がない建築物エネルギー消費性能向上計画であって, 法第 35 条第 1 項第 1 号に規定する建築物エネルギー消費性能誘導基準(以下この号及び次号において「誘導基準」という。)に適合していることを証する書面(当該適合していることを証する対象が住宅以外の部分のみである場合にあつては登録住宅性能評価機関(建築基準法第 77 条の 21 第 1 項に規定する指定確認検査機関の業務を実施しているものに限る。)又は登録



建築物エネルギー消費性能判定機関が交付したものに限り，当該適合していることを証する対象が住宅の部分のみである場合にあつては登録建築物エネルギー消費性能判定機関(同項に規定する指定確認検査機関の業務を実施しているものに限る。以下この号において同じ。)又は登録住宅性能評価機関が交付したものに限り，当該適合していることを証する対象が住宅及び住宅以外の部分である場合にあつては登録住宅性能評価機関(同項に規定する指定確認検査機関の業務を実施しているものに限る。)又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関が交付したものに限り，当該適合していることを証する対象が住宅及び住宅以外の部分である場合にあつては登録住宅性能評価機関(同項に規定する指定確認検査機関の業務を実施しているものに限る。)又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関が交付したものに限り，当該適合していることを証する対象が住宅及び住宅以外の部分である場合にあつては登録住宅性能評価機関(同項に規定する指定確認検査機関の業務を実施しているものに限る。)がある場合(建築基準関係規定適合審査を受けるよう申し出る場合を除く。)にあつては，次の(ア)から(エ)までに掲げる区分に応じ，当該(ア)から(エ)までに定める額

(ア) 認定の対象が1の単位住戸を有する住宅である場合

4,000円

(イ) 認定の対象が2以上の単位住戸を有する住宅である場合

申請に係る住宅の床面積(建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第13条第3項第2号の規定を適用する場合にあつては，共用部分の床面積を除く。)の合計が300平方メートル未満のときは8,000円，300平方メートル以上2,000平方メートル未満のときは17,000円，2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のときは37,000円，

5,000 平方メートル以上のときは 67,000 円

(ウ) (略)

(エ) 認定の対象が住宅及び住宅以外の部分を有する建築物である場合 申請に係る建築物の住宅の部分について、次の a 又は b に掲げる区分に応じ、当該 a 又は b に定める額に、住宅以外の部分の床面積の合計に応じて (ウ) の規定により算出した額を加算した額

a 建築物の住宅の部分が 1 の単位住戸を有する場合 (ア) に規定する額

b 建築物の住宅の部分が 2 以上の単位住戸を有する場合 申請に係る建築物の住宅の部分の床面積(建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第 13 条第 3 項第 2 号の規定を適用する場合にあっては、共用部分の床面積を除く。)の合計に応じて (イ) の規定により算出した額

イ 法第 34 条第 3 項各号に掲げる事項の記載がない建築物エネルギー消費性能向上計画であって、適合証がない場合(建築基準関係規定適合審査を受けるよう申し出る場合を除く。)にあっては、次の (ア) から (エ) までに掲げる区分に応じ、当該 (ア) から (エ) までに定める額

(ア) 認定の対象が 1 の単位住戸を有する住宅である場合 a 又は b に規定する額

a 申請に係る住宅について、誘導基準に適合しているかどうかの基準が、建築物エネルギー

一消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ(1)及びロ(1)に定める基準(以下この号及び次号において「性能基準」という。)による場合 当該単位住戸の床面積が200平方メートル未満のときは28,000円, 200平方メートル以上のときは32,000円

b 申請に係る住宅について, 誘導基準に適合しているかどうかの基準が, 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準(以下この号及び次号において「誘導仕様基準」という。)による場合

当該単位住戸の床面積が200平方メートル未満のときは15,000円, 200平方メートル以上のときは16,000円

(イ) 認定の対象が2以上の単位住戸を有する住宅である場合

a又はbに規定する額

a 申請に係る住宅について, 誘導基準に適合しているかどうかの基準が, 性能基準による場合 申請に係る住宅の床面積(建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第13条第3項第2号の規定を適用する場合にあつては, 共用部分の床面積を除く。)の合計が300平方メートル未満のときは57,000円, 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のときは96,000円, 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のときは163,000円, 5,000平方メートル

ル以上のときは 234,000 円

b 申請に係る住宅について、誘導基準に適合しているかどうかの基準が、誘導仕様基準による場合 申請に係る住宅の床面積(建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第13条第3項第2号の規定を適用する場合にあっては、共用部分の床面積を除く。)の合計が 300 平方メートル未満のときは 27,000 円、300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のときは 47,000 円、2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のときは 86,000 円、5,000 平方メートル以上のときは 130,000 円

(ウ) (略)

(エ) 認定の対象が住宅及び住宅以外の部分を有する建築物である場合 申請に係る建築物の住宅の部分について、次の a 又は b に掲げる区分に応じ、当該 a 又は b に定める額に、住宅以外の部分の床面積の合計に応じて (ウ)の規定により算出した額を加算した額

a 建築物の住宅の部分が 1 の単位住戸を有する場合 (ア) に規定する額

b 建築物の住宅の部分が 2 以上の単位住戸を有する場合 申請に係る建築物の住宅の部分の床面積(建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第13条第3項第2号の規定を適用する場合にあっては、共用部分の床面積を除く。)の

		<p style="text-align: center;">合計に応じて(イ)の規定により算出した額</p> <p>ウ及びエ (略)</p>
<p>(105) 法第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査</p>	<p>建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料</p>	<p>ア 法第34条第3項各号に掲げる事項の記載がない建築物エネルギー消費性能向上計画に係る変更であって、適合証がある場合(建築基準関係規定適合審査を受けるよう申し出る場合及び同項各号に掲げる事項の記載の追加を伴う場合を除く。)にあっては、次の(ア)から(エ)までに掲げる区分に応じ、当該(ア)から(エ)までに定める額</p> <p><u>(ア) 認定の対象が1の単位住戸を有する住宅である場合</u> 2,000円</p> <p>(イ) <u>認定の対象が2以上の単位住戸を有する住宅である場合</u> 申請に係る住宅の床面積(建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第13条第3項第2号の規定を適用する場合にあっては、共用部分の床面積を除く。)の合計が300平方メートル未満のときは4,000円、300平方メートル以上2,000平方メートル未満のときは8,000円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のときは19,000円、5,000平方メートル以上のときは33,000円</p> <p>(ウ) (略)</p> <p><u>(エ) 認定の対象が住宅及び住宅以外の部分を有する建築物である場合</u> 申請に係る建築物の住宅の部分について、次のa又はbに掲げる区分に応じ、当該a又はbに定める額に、住宅以外の部分の床面積の合計に応じて(ウ)の規定により算出した額を</p>

加算した額

a 建築物の住宅の部分が1の  
単位住戸を有する場合 (ア)  
に規定する額

b 建築物の住宅の部分が2以  
上の単位住戸を有する場合  
申請に係る建築物の住宅の部  
分の床面積(建築物エネルギ  
ー消費性能基準等を定める省  
令第13条第3項第2号の規定  
を適用する場合にあっては、  
共用部分の床面積を除く。)の  
合計に応じて(イ)の規定によ  
り算出した額

イ 法第34条第3項各号に掲げる  
事項の記載がない建築物エネルギ  
ー消費性能向上計画に係る変更で  
あって、適合証がない場合(建築基  
準関係規定適合審査を受けるよう  
申し出る場合及び同項各号に掲げ  
る事項の記載の追加を伴う場合を  
除く。)にあっては、次の(ア)から  
(エ)までに掲げる区分に応じ、当  
該(ア)から(エ)までに定める額

(ア) 認定の対象が1の単位住戸  
を有する住宅である場合 a 又  
はbに規定する額

a 申請に係る住宅について、誘  
導基準に適合しているかどうか  
の基準が、性能基準による  
場合 当該住宅の床面積が  
200平方メートル未満のとき  
は14,000円、200平方メー  
トル以上のときは16,000円

b 申請に係る住宅について、誘  
導基準に適合しているかどうか  
の基準が、誘導仕様基準に  
よる場合 当該住宅の床面積  
が200平方メートル未満のと  
きは7,000円、200平方メー

トル以上のときは8,000円

(イ) 認定の対象が2以上の単位  
住戸を有する住宅である場合

a 又はbに規定する額

a 申請に係る住宅について、誘導基準に適合しているかどうかの基準が、性能基準による場合 申請に係る住宅の床面積(建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第13条第3項第2号の規定を適用する場合にあつては、共用部分の床面積を除く。)の合計が300平方メートル未満のときは29,000円、300平方メートル以上2,000平方メートル未満のときは48,000円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のときは82,000円、5,000平方メートル以上のときは117,000円

b 申請に係る住宅について、誘導基準に適合しているかどうかの基準が、誘導仕様基準による場合 申請に係る住宅の床面積(建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第13条第3項第2号の規定を適用する場合にあつては、共用部分の床面積を除く。)の合計が300平方メートル未満のときは14,000円、300平方メートル以上2,000平方メートル未満のときは24,000円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のときは43,000円、5,000平方メートル以上のときは65,000円

円

(ウ) (略)

		<p>(エ) <u>認定の対象が住宅及び住宅以外の部分を有する建築物である場合</u> <u>申請に係る建築物の住宅の部分について、次の a 又は b に掲げる区分に応じ、当該 a 又は b に定める額に、住宅以外の部分の床面積の合計に応じて(ウ)の規定により算出した額を加算した額</u></p> <p>a <u>建築物の住宅の部分が 1 の単位住戸を有する場合</u> (ア) <u>に規定する額</u></p> <p>b <u>建築物の住宅の部分が 2 以上の単位住戸を有する場合</u> <u>申請に係る建築物の住宅の部分の床面積(建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第 13 条第 3 項第 2 号の規定を適用する場合にあっては、共用部分の床面積を除く。)の合計に応じて(イ)の規定により算出した額</u></p> <p>ウからオまで (略)</p>
<p>(106) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第 41 条第 1 項の規定に基づく建築物のエネルギー消費性能に係る認定の申請に対する審査</p>	<p>建築物エネルギー消費性能認定申請手数料</p>	<p>ア 建築物エネルギー消費性能基準に適合していることを証する書面(当該適合していることを証する対象が住宅以外の部分のみである場合にあっては登録住宅性能評価機関(建築基準法第 77 条の 21 第 1 項に規定する指定確認検査機関の業務を実施しているものに限る。)又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関が交付したものに限り、当該適合していることを証する対象が住宅の部分のみである場合にあっては登録建築物エネルギー消費性能判定機関(同項に規定する指定確認検査機関の業務を実施しているものに限る。以下この号において同じ。)又は登録住宅性</p>



能評価機関が交付したものに限り、当該適合していることを証する対象が住宅及び住宅以外の部分である場合にあっては登録住宅性能評価機関(同項に規定する指定確認検査機関の業務を実施しているものに限る。)又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関が交付したものに限り。以下この号において「適合証」という。)がある場合にあっては、次の(ア)から(エ)までに掲げる区分に応じ、当該(ア)から(エ)までに定める額  
(ア)から(ウ)まで (略)

(エ) 認定の対象が住宅及び住宅以外の部分を有する建築物である場合 申請に係る建築物の住宅の部分について、次の a 又は b に掲げる区分に応じ、当該 a 又は b に定める額に、住宅以外の部分の床面積の合計に応じて(ウ)の規定により算出した額を加算した額

a 建築物の住宅の部分が 1 の単位住戸を有する場合 (ア) に規定する額

b 建築物の住宅の部分が 2 以上の単位住戸を有する場合 申請に係る建築物の住宅の部分の床面積(建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第 4 条第 3 項第 2 号の規定を適用する場合にあっては、共用部分の床面積を除く。)の合計に応じて(イ)の規定により算出した額

イ 適合証がない場合にあっては、次の(ア)から(エ)までに掲げる区分に応じ、当該(ア)から(エ)までに定める額

(ア) 認定の対象が1の単位住戸を有する住宅である場合 a又はbに規定する額

a (略)

b 申請に係る住宅について、建築物エネルギー消費性能基準に適合しているかどうかの基準が、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準(以下この号において「モデル住宅法・フロア入力法」という。)又は同項第2号イ(3)及びロ(3)に定める基準(以下この号において「仕様基準」という。)による場合 当該住宅の床面積が200平方メートル未満のときは15,000円、200平方メートル以上のときは16,000円

(イ) 認定の対象が2以上の単位住戸を有する住宅である場合

a又はbに規定する額

a (略)

b 申請に係る住宅について、建築物エネルギー消費性能基準に適合しているかどうかの基準が、モデル住宅法・フロア入力法又は仕様基準による場合 当該住宅の床面積(建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第4条第3項第2号の規定を適用する場合にあっては、共用部分の床面積を除く。)の合計が300平方メートル未満のときは27,000円、300平方メートル以上2,000平方メートル未満のときは47,000円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未

		<p>満のときは 86,000 円, 5,000 平方メートル以上のときは 130,000 円</p> <p>(ウ) (略)</p> <p>(エ) <u>認定の対象が住宅及び住宅以外の部分を有する建築物である場合</u> <u>申請に係る建築物の住宅の部分について, 次の a 又は b に掲げる区分に応じ, 当該 a 又は b に定める額に, 住宅以外の部分の床面積の合計に応じて (ウ) の規定により算出した額を加算した額</u></p> <p>a <u>建築物の住宅の部分が 1 の単位住戸を有する場合</u> (ア) <u>に規定する額</u></p> <p>b <u>建築物の住宅の部分が 2 以上の単位住戸を有する場合</u> <u>申請に係る建築物の住宅の部分の床面積(建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第 4 条第 3 項第 2 号の規定を適用する場合にあっては, 共用部分の床面積を除く。)</u> <u>の合計に応じて(イ)の規定により算出した額</u></p>
(107)から(133)まで (略)	(略)	(略)

付 則

この条例は, 令和 5 年 4 月 1 日から施行する。ただし, 別表第 1 第 9 7 号, 第 9 8 号及び第 1 0 1 号から第 1 0 3 号までの改正規定は, 公布の日から施行する。